



令和7年度
聖籠町
結婚
新生活
支援補助金

結婚した世帯の新生活にかかる費用を補助します

補助金額

夫婦ともに29歳以下の場合 ▶ 上限60万円
それ以外の場合 ▶ 上限30万円

対象経費

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に支払う以下の経費

- ▶ 住宅の取得費用
(建物の購入費用、新築の工事請負費用)
- ▶ 住宅のリフォーム費用
(増築、改築、設備更新等 ※車庫・外構・家電等は除く)
- ▶ 住宅の賃借費用
(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)
- ▶ 引越費用
(引越業者、運送業者へ支払った実費)

要件

- i ▶ 令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻した世帯
- ii ▶ 原則、夫婦ともにまたは一方が、申請に係る聖籠町内の住宅に住民登録している
- iii ▶ 補助金の交付日から2年以上継続して聖籠町内に居住する意思がある
- iv ▶ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- v ▶ 夫婦それぞれの年間合計所得金額の合算額が500万円未満
(夫婦に貸与型奨学金を返済している方がいる場合は、年間返還額を控除した額で判定します。)
- vi ▶ 町税の滞納がない(転入の場合、転入前の市区町村税も滞納がない)
- vii ▶ 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない
(他の自治体での補助を含みます。)
- viii ▶ 夫婦ともに暴力団員でなく、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない

お問合せ

聖籠町役場 総合政策課 政策係

☎ 0254-27-2111

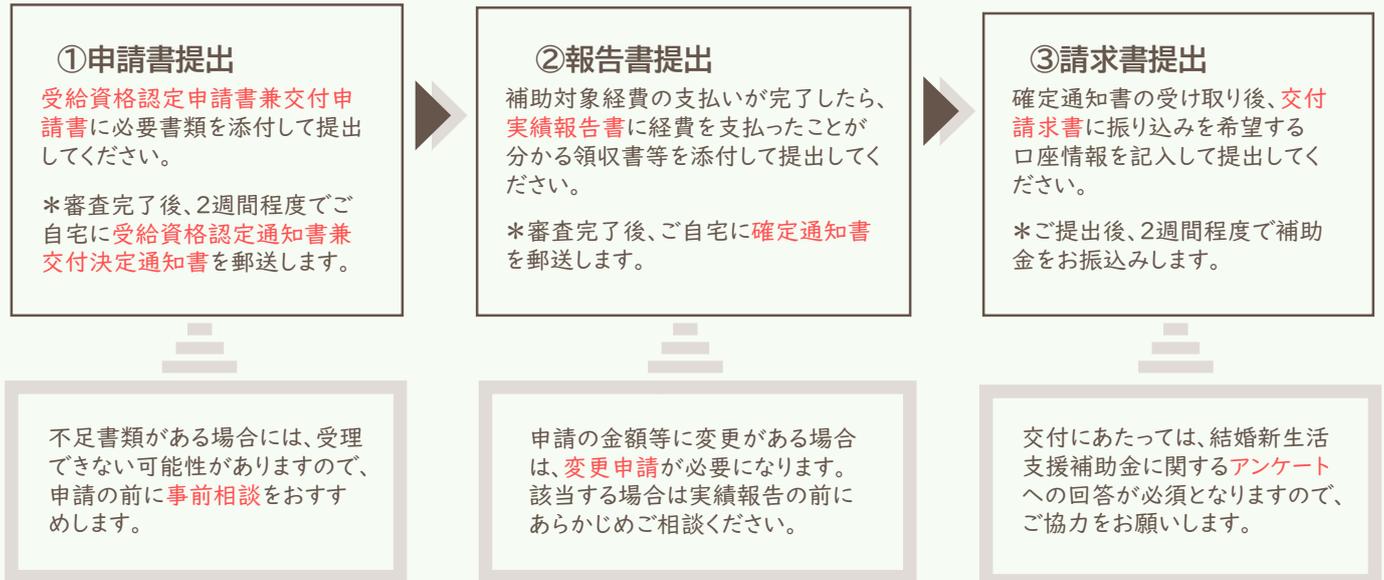
✉ sousei@town.seiro.niigata.jp

🌐 <https://www.town.seiro.niigata.jp/1/3/1/4/shinseikatuhojokin.html>



申請から補助金交付までの流れ

予算の上限に達し次第、受付を終了しますのでお早めにご申請ください



申請時の提出書類

様式は役場2階 総合政策課で配付しているほか、町のホームページからダウンロードできます。
詳しくは、申請の手引き(募集要項)もご覧ください。

□ 全員が提出する書類

- 聖籠町結婚新生活支援補助金受給資格認定申請書兼交付申請書(様式第1号)
- 同意書兼誓約書(様式第2号)
- 婚姻届受理証明書 または 婚姻後の戸籍謄本の写し
- 住民票の写し
- 夫婦双方の所得証明書 (※申請時期によって証明いただく年が異なりますので、募集要項等でよく確認してください。)
- 夫婦双方の市区町村税の完納証明書 または 納税証明書

□ 取得費用(新築・購入)を対象とする場合

- <購入の場合>住宅の売買契約書などの写し
- <新築の場合>住宅の工事請負契約書などの写し
(※いずれも契約日、所在地または建設予定地、金額、買主・売主双方の捺印が確認できるもの)

□ 賃借費用(アパートなど)を対象とする場合

- 住宅の賃貸借契約書などの写し
(※費用の内訳が分かる説明書や明細、請求書などがある場合は添付してください。)
- 勤務先からの住宅手当支給額が確認できる書類
(※直近の給与明細など)

□ リフォーム費用を対象とする場合

- リフォームの工事請負契約書などの写し
(※工事場所が住所地であることが確認できるもの)

□ 引越費用を対象とする場合

- 引越費用が確認できる領収書などの写し
(※費用の内訳が分かる明細や請求書がある場合は添付してください。)

□ 金融機関へのローン払いを対象とする場合

- ローン契約書などの写し
(※ローン契約により住宅を取得・リフォームしたこと及びローン契約の内訳が分かるもの)
- 返済予定表などの写し
(※ローン払いの内訳が確認できるもの)

□ 貸与型奨学金を返済している場合

- 奨学金返還証明書など年間返済額が確認できる書類
(※申請時期によって証明いただく年が異なりますので、募集要項等でよく確認してください。)

※必要に応じて、このほかの書類について提出をお願いする場合があります。